

表2(20) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：景観 景観の予測地点に、さわやか広場中央の座位置から全周景観の予測と、多目的広場南端から北への景観の予測を加えることを望みます。</p>	<p>景観の予測地点については、環境影響評価の対策が計画建築物であることから、当該計画建築物が眺望できる地点、方向を選定し予測・評価を行いました。 さわやか広場中央から計画建築物は現状で樹木に遮られて見えないことと、完了後については、鶴間公園内の整備計画が町田市で検討中であることから、本件環境影響評価では鶴間公園内からの予測・評価は行っておりません。</p>

表2(21) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：自然との触れ合い活動の場 自然との触れ合い活動の場について「東京都環境影響評価技術指針」によればこの項目については「建築物の設置等が主要な人と自然との触れ合い活動の場及び当該触れ合い活動の場が持つ機能に及びず影響の内容及び程度を対象とする。この場合において、当該触れ合い活動の場が持つ機能への影響については、当該触れ合い活動の場が存在する地域が一体として有している自然とのふれあいの機能に対する影響を含むものとする。」となっているが、後段の「当該触れ合い活動の場が存在する地域が一体として有している自然とのふれあいの機能に対する影響」を見る調査を行ってもいいし、予測評価も行っていい。</p> <p>鶴間公園は春には桜だけでなく、ハナニラが白い繖繖のように広がり、ヒアシンスにも似たムスカリがかわいいい花を咲かせる、またニリンソウのような貴重な植物も生育している。さらに、猛禽類の一種ツミなども生息している。</p> <p>地域の住民は、四季折々に変化を見せる鶴間公園を「自然との触れ合い活動の場」としてまさに一体としてその機能を楽しんでいるのである。</p> <p>この評価書案では単に来場者数、イベントなどをあげつらうのみでまさに上記のようなことを予測評価していないので、適切な代償措置に議論を導くこともせず、「鶴間公園の有するスポーツの場としての機能や散策、お花見のレクリエーション機能がより高まると予測する」と結論付けているのである。</p> <p>上述のように「地域が一体として有している自然とのふれあいの機能に対する影響」を予測評価することを求める。</p>	<p>「東京都環境影響評価技術指針」(平成26年3月、東京都環境局)では、自然との触れ合い活動の場の予測事項は、①消滅の有無又は改変の程度、②機能の変化の程度、③利用経路に与える影響の程度とされております。</p> <p>本件の環境影響評価におきましては、技術指針に基づき、②③が該当することから、鶴間公園への行き来のしやすさや、それによってどの程度回遊性や利用が増加するかといった観点に基づき、予測・評価いたしました。</p> <p>現状、鶴間公園とグランベリーモールは、道路を挟んでの行き来となっており、買い物客が公園でゆっくりと時間を過ごすことや、公園利用者が商業施設を訪れて買い物をする機会が必ずしも多くなく、地域のポテンシャルが十分発揮されていないとは言えず、双方の回遊性を高めることが重要と考えます。</p> <p>また、鶴間公園と連携したまちづくりを推進している商業施設計画であることに鑑み、接続部には、鳥や昆虫等の生息を促すように、花や実のなる樹木の植栽や「在来種選定ガイドライン」(平成26年5月、東京都環境局)を参考に樹種選定を行い、地域に自然に分布している植物を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大するなどの取組を行うなど、商業施設計画としてもできる限り配慮し、地域全体のまちづくりに貢献してまいります。</p>

表3 事業段階関係市長等（町田市）からの意見及び事業者の見解

項目：事業計画	意見の内容	事業者の見解
1. 計画では、商業施設が敷地境界周辺に建設されることとなっております。そのため、店舗営業に伴う騒音の影響が近隣住民に及ぶことも懸念されます。商業宣伝を目的とした拡声機使用に際しては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第129条、第130条及び規則第66条に定める使用方法・音量基準等を遵守したうえで、近隣住民の生活に支障がないよう配慮をお願いします。	商業宣伝を目的とした拡声機の使用に際しては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定められた使用方法、使用時間、音量基準等を遵守し、近隣住民の生活に支障がないよう配慮いたします。	
2. 周辺地域には住宅地もあり、過度な夜間照明は住生活に影響を及ぼす可能性があります。そのため、出入りする車両のライトが外部に漏れることを極力防ぐとともに、宣伝目的等の照明を敷地外に不必要に照射しないよう、配慮をお願いします。	照明については、敷地内の誘導照明、各種店舗サイン等、歩行者通路への照明、駐車場照明等を計画しております。その際には敷地内へ適切な照明を行い、周辺地域への光害に配慮すると致します。具体的には、敷地外への不必要な照射は行わないよう計画し、照明施設の方向、強さ、点灯時間に配慮いたします。また、駐車場やスロープの周囲で、車両のライトが外部に漏れる可能性のある部分には、隔壁の設置など、周辺地域へ影響がないようにできる限り配慮いたします。	

表4 事業段階関係市長等（大和市）からの意見及び事業者の見解

項目：電波障害	意見の内容	事業者の見解
大和市下鶴間の一部、つきみ野1・2・4丁目の一部地域については、電波障害を及ぼすおそれがあるとされているので、工事中及び工事後に本事業に起因する電波障害が認められた場合、その解消を図るよう、適切な措置を講じること。	工事の施行中においては、クレーンの未使用時には、ブームを電波到来方向に向けているなどの電波障害防止対策を講じ、計画建築物の地上躯体工事に起因する新たな電波障害が生じた場合には、適切な障害対策を講じます。工事の完了後においては、計画建築物に起因する電波障害が生じた場合は、適切な対策を講じ、その解消を図るよういたします。工事の施行中及び完了後においても電波障害に関するお問合せがあった場合は、適切に対応させていただきます。	
項目：その他	大和市内の環境に影響を及ぼすおそれがある範囲には、通学路や生活道路が存在するため、工事関係車両の通行等に関して、十分な配慮を行い、住民の安全確保に万全を期すこと。	工事用車両の走行ルートは、住宅地内の走行をできるだけ避け、国道16号側からの進入を基本として考えており、大和市内では、幹線道路を利用し、生活道路等には入らない計画です。また、施工会社に対しては、定めた工事用車両走行経路の遵守、工事工程の平準化及び交通整理員の配置などにより、交通安全、交通混雑などができる限り配慮いたします。

●東京都告示第千六百二十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百四十八号。以下「規則」という。）第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更、辞退及び死亡の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
吉田 真人	眼科	平成28年1月1日	医療法人社団遠洋会杉田眼科	葛飾区東金町3-19-1	昭和大学病院附属東病院	品川区西中延2-14-19
			昭和大学病院附属東病院	品川区西中延2-14-19		
山本 香織	眼科	平成28年2月1日	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
内水 浩貴	耳鼻咽喉科	平成28年1月1日	南大塚耳鼻咽喉科クリニック	豊島区南大塚2-42-6 信友大塚ビル5階	聖路加国際病院	中央区明石町9-1

3 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
青木 孝文	整形外科	平成26年7月1日	医療法人財団順和会山王病院	港区赤坂8-10-16	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
田中 瀬	整形外科	平成27年11月2日	としま整形外科リウマチクリニック	豊島区南池袋2-45-3 としまエコモューゼタウン2階	医療法人財団健真会総合東京病院	中野区江古田3-15-2

中小路 拓	整形外科・リハビリテーション科・内科	平成27年12月1日	医療法人社団理心会中小路整形リハビリクリニック 医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区坂下2-11-11 蓮根マンション1階102号室 板橋区小豆沢2-12-7	医療法人社団理心会中小路リハビリクリニック 医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区坂下2-15-5 板橋区小豆沢2-12-7
坂口 友理	小児科	平成27年12月18日	慶應義塾大学病院 東京都立小児総合医療センター	新宿区信濃町35 府中市武蔵台2-8-29	慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35
前田 和洋	整形外科	平成28年1月1日	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター 東京慈恵会医科大学附属第三病院 医療法人財団佐花会大井中央病院 東京慈恵会医科大学附属病院	葛飾区青戸6-41-2 狛江市和泉本町4-11-1 品川区大井4-11-27 港区西新橋3-19-18	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター 東京慈恵会医科大学附属第三病院 医療法人財団佐花会大井中央病院	葛飾区青戸6-41-2 狛江市和泉本町4-11-1 品川区大井4-11-27
山田 達夫	リハビリテーション科	平成28年1月1日	五反田リハビリテーション病院	品川区西五反田8-8-20	赤羽リハビリテーション病院	北区赤羽西6-37-12
渡邊 幹彦	整形外科	平成28年1月1日	特定医療法人社団東京明日佳東京明日佳病院	世田谷区奥沢3-33-13	医療法人社団和誠会大脳病院	世田谷区奥沢3-33-13
濱 裕	整形外科	平成28年1月1日	医療法人社団明芳会新葛飾病院 医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック	葛飾区堀切3-26-5 葛飾区堀切2-66-17	医療法人社団明芳会新葛飾病院	葛飾区堀切3-26-5
久保田 英	整形外科	平成28年1月1日	医療法人社団明芳会新葛飾病院 医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック 特定医療法人社団一成会木村病院	葛飾区堀切3-26-5 葛飾区堀切2-66-17 荒川区町屋2-3-7	医療法人社団明芳会新葛飾病院 特定医療法人社団一成会木村病院	葛飾区堀切3-26-5 荒川区町屋2-3-7
西本 直樹	整形外科	平成28年1月1日	医療法人社団明芳会新葛飾病院 医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック	葛飾区堀切3-26-5 葛飾区堀切2-66-17	医療法人社団明芳会新葛飾病院	葛飾区堀切3-26-5

星加 隆司	整形外科	平成28年1月1日	新大本病院	多摩市中沢2-5-1	あけぼの病院	町田市町町1-23-3
川崎 智	整形外科	平成28年1月8日	医療法人社団理心会中小路整形リハビリクリニック	板橋区坂下2-11-11 蓮根マンション1階102号室	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7
小幡 佳脚	脳神経外科	平成28年4月1日	東京医科歯科大学医学部附属病院 公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	文京区湯島1-5-45 北区赤羽台4-17-56	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45

4 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
山崎 明男	呼吸器内科	平成27年11月10日	山崎内科クリニック	足立区千住2-27 フリーデンベルグ1階	山崎内科クリニック	足立区千住2-27 フリーデンベルグ1階
			医療法人社団順医会京橋クリニック	中央区京橋2-5-22 キムラヤビル2階		
森田 あかね	内科	平成28年1月1日	特定医療法人社団東京明日佳東京明日佳病院	世田谷区奥沢3-33-13	医療法人社団和誠会大脳病院	世田谷区奥沢3-33-13

5 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
藤田 恵美子	腎臓内科	平成27年4月1日	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
渡邊 健	内科	平成28年1月1日	医療法人社団明芳会新葛飾病院	葛飾区堀切3-26-5	医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック	葛飾区堀切2-66-17
			医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック	葛飾区堀切2-66-17		
泉 朋子	腎臓内科	平成28年1月1日	医療法人社団嬉泉会嬉泉病院	葛飾区東金町1-35-8	医療法人社団嬉泉会嬉泉病院	葛飾区東金町1-35-8
			医療法人社団嬉泉会嬉泉クリニック	葛飾区東金町5-37-5		

6 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
高山 由理子	消化器外科	平成27年4月1日	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
			日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1		
小笠原 智子	救命救急科	平成28年1月1日	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256
橋村 千秋	外科	平成28年1月1日	特定医療法人社団東京明日佳東京明日佳病院	世田谷区奥沢3-33-13	医療法人社団和誠会大脳病院	世田谷区奥沢3-33-13

7 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
田中 政有	外科	平成28年1月1日	医療法人社団明芳会新葛飾病院	葛飾区堀切3-26-5	医療法人社団明芳会新葛飾病院	葛飾区堀切3-26-5
			医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック	葛飾区堀切2-66-17		

8 平衡機能障害、音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
石井 暁	リハビリテーション科	平成27年10月1日	医療法人社団輝生会たいとう診療所	台東区元浅草1-6-17 NIC上野ビル	世田谷記念病院	世田谷区野毛2-30-10
平尾 順	脳神経外科	平成28年1月1日	医療法人社団大日会小金井太陽病院	小金井市本町1-9-17	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 視覚障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
神前 正敬	眼科	平成27年12月31日	こうぎき眼科	足立区伊興町大境1-21-9

2 心臓機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
長野 博司	心臓血管外科	平成28年1月1日	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1

第3 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で死亡した医師

1 肝臓機能障害の診断を担当していた医師

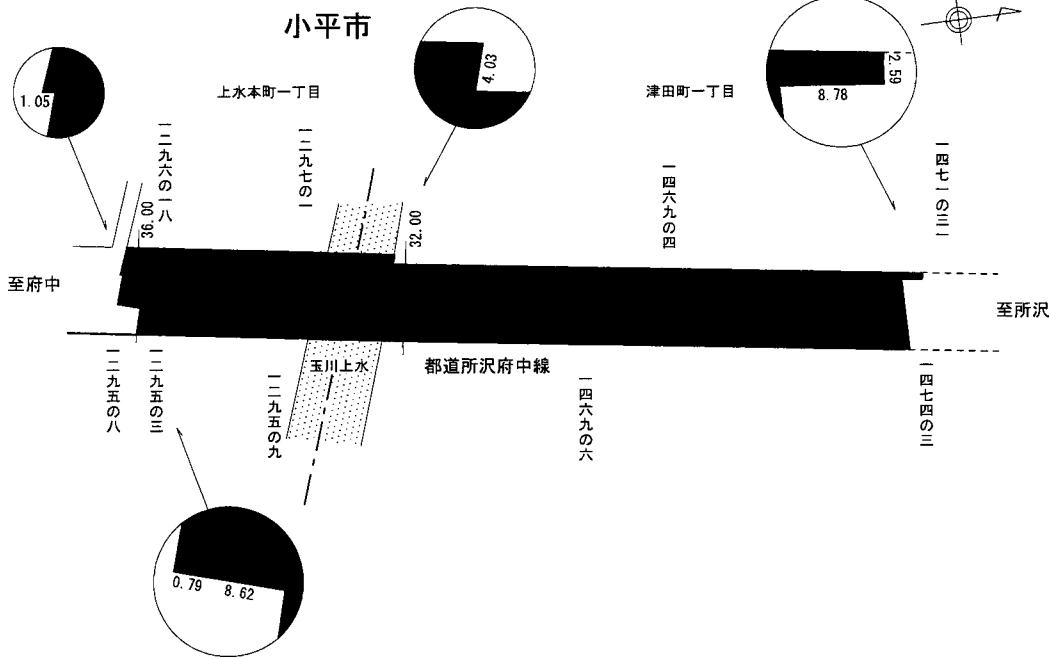
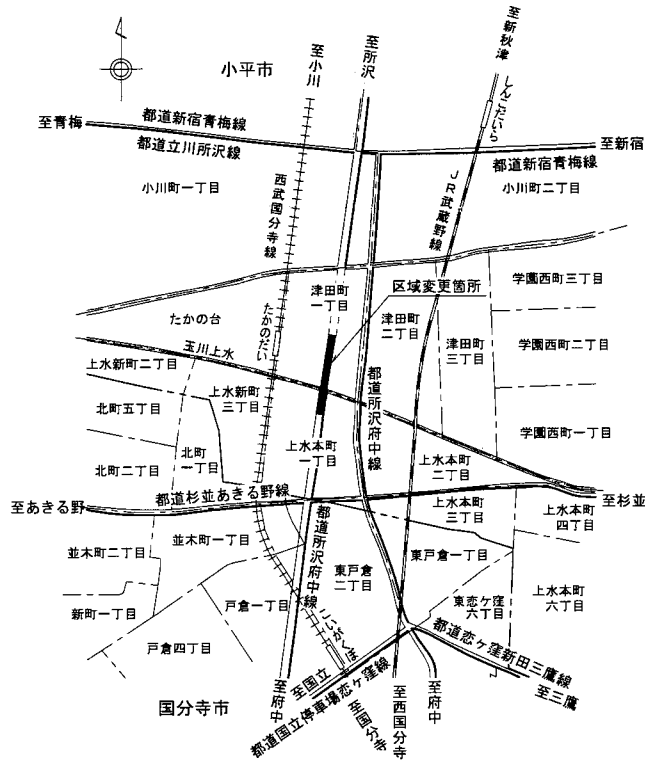
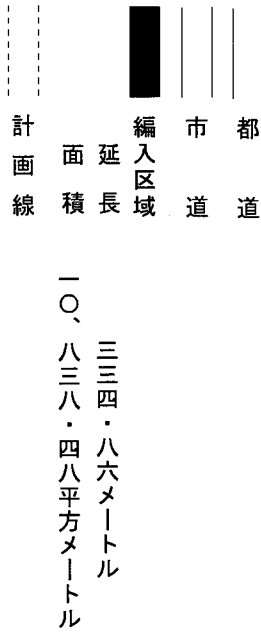
医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
原 輝彦	消化器外科	平成27年7月29日	片山病院	江戸川区東松本2-14-12

●東京都告示第千六百二十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から起算し

別図

都道所沢府中線区域変更略図

小平市津田町一丁目～上水本町一丁目



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十八年九月二十三日
 東京都知事 小池 百合子
 一 路線名 所沢府中

二 変更の区間
 小平市津田町一丁目千四百七十一番三十一地先から同市上水本町一丁目千二百九十五番八地先まで
 三 変更の概要
 別図表示のとおり

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年七月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新宿区レクリエーション協会
- 三 代表者の氏名
小菅 知三
- 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区西早稲田一丁目二十三番十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、レクリエーション活動の普及振興を図るため、レクリエーション・スポーツや文化・芸術をはじめ多様なレクリエーション活動を通して、市民の健康で明るい豊かな生活の形成と、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 試験日時
平成二十八年十一月十一日(金曜日) 午前十時から正午まで
- 二 試験会場
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都庁第一本庁舎十六階特別会議室S4
- 三 受験資格
特になし
- 四 試験方法及び試験科目
 - (一) 試験方法
筆記試験により行う。
 - (二) 試験科目
 - ア 砂利の採取に関する法令事項
 - イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 五 受験手続
 - (一) 受験案内書の配布
平成二十八年十月十一日(火曜日)から同年十一月九日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 - イ 配布場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支庁
 - (二) 受験願書の受付期間及び受付時間
ア 受付期間
平成二十八年十月二十七日(木曜日)から同年十一月九日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。
イ 受付時間
午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。
 - (三) 受験願書の受付場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁
 - (四) 提出書類
 - ア 受験願書(東京都で指定した様式)
 - イ 受験票(東京都で指定した様式)
 - ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの)
 - ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。
 - (五) 受験手数料
八千円
 - 六 問合せ先
東京都産業労働局商工部地域産業振興課
電話〇三(五三二〇)四六七〇

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年九月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)世田谷若林店舗
- 二 店舗所在地 世田谷区若林三丁目百五番三ほか
- 三 設置者名 合同会社アセツツブレイン
- 四 設置者住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ
- 六 新設をする日 平成二十九年十一月一日
- 七 店舗面積の合計 二千五百三十平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四十一台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百七十台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 五十七平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十四・七四立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業

十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗東側

十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことがでる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十六 届出日 平成二十八年八月三十一日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 平成二十八年九月二十三日から平成二十九年一月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年九月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 アトレ恵比寿西館
- 二 店舗所在地 渋谷区恵比寿南一丁目六番一号
- 三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)恵比寿駅前西口開発ビル
- 六 変更後の店舗名 アトレ恵比寿西館
- 七 変更前の店舗所在地 渋谷区恵比寿南一丁目六番一ほか
- 八 変更後の店舗所在地 渋谷区恵比寿南一丁目六番一号
- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社シエルガーデンほか九名
- 十一 変更日 平成二十八年四月十五日ほか
- 十二 届出日 平成二十八年八月二十九日

時までを除く。

衆議院議員補欠選挙（東京都第十区）の候補者届出書等の事前審査について

平成二十八年十月二十三日執行予定の衆議院議員補欠選挙（東京都第十区）に立候補を予定する者に対して、次のおり候補者届出書等の事前審査を行う。

平成二十八年九月二十三日

東京都選挙管理委員会

日時 平成二十八年九月三十日から同年十月四日までの午前九時から午後五時まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

場所 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔二十三階

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第七十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年九月二十三日

全国道府県知事及び二十指定都市市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長代理 事務局長 岩 瀬 和 春

第七百一回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

五百万枚 十五億円

一枚三百円

被封印（被封印された指定部分を削り取るにより、

一等から六等までの当せんが判明する方法）

平成二十八年十月十五日から同年十一月八日まで

平成二十八年十月十五日

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数

等 級

一等 当せん金

二等 当せん金

三等 当せん金

四等 当せん金

五等 当せん金

六等 当せん金

当せん本数

五本

四十本

六百本

一万五千本

十五万本

五十万本

計 六十六万五千六百四十五本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長代理 事務局長 岩瀬 和春

第七百二回全国自治宝くじ

受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

発売の数及び総額 五百五十万枚 十一億円

証券金額 一枚二百円

証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から四等までの当せんが判明する方法)

発売期間 平成二十八年十月十五日から同年十一月八日まで

当せん金支払開始期日 平成二十八年十月十五日

当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金

一等 当せん本数 千百一十本

二等 五万円 五万五千本

三等 千円 五万五千二百二十本

四等 二百円 五十五万本

計 六十六万一千三百三十一本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長代理 事務局長 岩瀬 和春

第七百三回全国自治宝くじ

受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

発売の数及び総額 五百五十万枚 十一億円

証券金額 一枚二百円

証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から六等までの当せんが判明する方法)

発売期間 平成二十八年十月二十六日から同年十一月八日まで

当せん金支払開始期日 平成二十八年十月二十六日

当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金

一等 当せん本数 四十四本

二等 百万円 七百三十七本

三等 一万円 四千九百五十本

四等 三千円 五万五千本

五等 千円 五万五千本

六等 二百円 五十五万本

計 六十六万五千七百三十一本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百七十六号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長代理 事務局長 岩 瀬 和 春

一 名称 第七百四回全国自治宝くじ
 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 五億枚 千五百億円
 (六十億円を一単位(一ユニット)として二十五単位(二十五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円
 五 証券型式 開封式
 六 発売期間 平成二十八年十一月二十四日から同年十二月二十三日まで

七 抽せん期日 平成二十八年十二月三十一日
 八 当せん金支払開始期日 平成二十九年一月五日
 九 当せん金の額及び当せん金の数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	七億円	一本
一等の後賞	一億五千万円	二本
一等の組違い賞	五十万円	百九十九本
二等	千五百万円	二十本
三等	百万円	二百本
四等	一万円	二万本
五等	三千円	二十万本
六等	三百円	二百万本

計 二百二十二万四千二百二十二本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
 当せん本数は、発売額六十億円に対するものである。

十 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百七十七号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長代理 事務局長 岩 瀬 和 春

一 名称 第七百五回全国自治宝くじ
 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 一億五千万枚 四百五十億円
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十五単位(十五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の三百パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円
 五 証券型式 開封式
 六 発売期間 平成二十八年十一月二十四日から同年十二月二十三日まで

七 抽せん期日 平成二十八年十二月三十一日
 八 当せん金支払開始期日 平成二十九年一月五日
 九 当せん金の額及び当せん金の数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	一億円	七本
二等	百万円	二百本
三等	三千円	十万本
四等	三百円	百万本

計 百万二千二百七本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
 十 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長代理 事務局長 岩瀬 和春

第七百六回全国自治宝くじ

一 名称 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 一億枚 三百億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として十単位(十ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の三百パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式
六 発売期間 平成二十八年十一月二十四日から同年十二月二十三日まで

七 抽せん期日 平成二十八年十二月三十一日
八 当せん金支払開始期日 平成二十九年一月五日
九 当せん金の額及び当せん金の数 当せん金 当せん本数

一等 一千万円 百本
二等 一千万円 二万本
三等 三百円 百万本
計 二百万本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長代理 事務局長 岩瀬 和春

第七百七回全国自治宝くじ

一 名称 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 七百五十万枚 十五億円
四 証券金額 一枚二百円
五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間 平成二十九年一月一日から同年十月十七日まで
七 当せん金支払開始期日 平成二十九年一月一日
八 当せん金の額及び当せん金の数 当せん金 当せん本数

一等 一千万円 二百二十五本
二等 五千万円 三千五百本
三等 三千万円 三万六千五百本
四等 五百円 七万五千本
五等 二百円 七十五万本
計 八十六万四千五百二十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百八十号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長代理 事務局長 岩 瀬 和 春

一	名称	第七百八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千枚 三十億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封印(被封印された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法) 平成二十九年一月一日から同月三十一日まで
六	発売期間	平成二十九年一月一日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十九年一月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	等
一	等	五千万円 十本
二	等	百万円 七十本
三	等	五万円 二千本
四	等	五千元 五万六千四百本
五	等	五百円 三十万本
六	等	三百円 百万本
計		百三十五万八千四百八十本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百八十一号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長代理 事務局長 岩 瀬 和 春

一	名称	第七百九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七百五十万枚 十五億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封印(被封印された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法) 平成二十九年一月一日から同月三十一日まで
六	発売期間	平成二十九年一月一日
七	当せん金支払開始期日	平成二十九年一月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	等
一	等	十万円 千八百本
二	等	一万円 二千本
三	等	五千元 五万十本
四	等	千円 七万五千本
五	等	二百円 七十五万本
計		八十七万八千九百十本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百八十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長代理 事務局長 岩瀬和春

一	名称	第七百十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百五十万枚 十一億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十九年二月一日から同月十四日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十九年二月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 百万円 百十本
二等		五万円 三千五十八本
三等		三万円 三万三千本
四等		五百円 五万五千本
五等		二百円 五十五万本
計		六十四万一千百六十八本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百八十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長代理 事務局長 岩瀬和春

一	名称	第七百十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 十五億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十九年二月一日から同月二十一日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十九年二月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 三千万円 五本
二等		百万円 百五十本
三等		五万円 二千百本
四等		五千元 二万五千本
五等		五百円 五万本
六等		三百円 五十万本
計		五十七万七千二百五十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百八十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長代理 事務局長 岩瀬和春

一	名称	第七百十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百五十万枚 十一億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、一等から四等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十九年二月一日から同月二十一日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十九年二月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 五万円 五千二百五十八本
一〇		二等 三万円 三万三千本
一一		三等 五万円 五万五千本
一二		四等 二百円 五十五万本
計		六十四万三千二百五十八本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百八十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長代理 事務局長 岩瀬和春

一	名称	第七百十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千三百五十万枚 二十七億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十九年三月十八日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十九年三月十八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 十万円 二千七百本
一〇		二等 五万円 五千三百本
一一		三等 三万円 五万八千六百本
一二		四等 五百円 十三万五千本
一三		五等 二百円 百三十五万本
一四		六等 二百円 百三十五万本
計		百五十四万九百七十七本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

正 誤

○平成二十八年九月十二日付東京都告示第千五百五十三号

ページ一段一行一誤一正

一
中
後から
九

平成二十八年九
月十三日

平成二十八年九
月十二日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001